

下呂市監査告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和4年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

令和5年5月19日

下呂市監査委員 都 竹 基 己

下呂市監査委員 今 井 能 和

令和4年度 定期監査結果（2月実施分） 指摘事項等に伴う措置状況

1 市営牧場の管理及び使用料の調定について
担当課：農務課
指 摘 事 項
市営牧場については、下呂市市営牧場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）及び下呂市市営牧場の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）に基づき管理されている。 牧場の使用許可申請及び使用許可書の交付については、施行規則第2条において、牧場使用許可申請書（様式第1号）及び牧場使用許可書（様式第2号）による手続きが定められているが、当該様式を使用せず任意の書式により牧場の使用手続きがなされていた。適正を欠いているため、施行規則に基づき事務処理をされたい。 また、牧場の使用料は、条例第8条に1日1頭につき230円と定められている。使用料の請求事務については、毎月末に使用者からの報告により放牧状況を確認して調定を行い、使用者に対して納付書を発行しているが、施行規則では、使用料の確定時期が定められていない。地方自治法施行令第154条は使用料を徴収する場合、内容を調査し収入金額を決定するとしており、施行規則において使用料の確定時期を定められたい。 なお、使用者から放牧終了時に報告書の提出を受けている自治体もあり、報告書の必要性についても検討されたい。
措 置 状 況
（措置済、改善中、未措置） 下呂市市営牧場の設置及び管理に関する条例施行規則改正案を5月に開催される法令審査委員会の審査を経て改正予定です。

2 源泉保護対策補助金について
担当課：観光課
指 摘 事 項
下呂温泉事業協同組合が行う源泉保護に要する経費に対し、下呂市観光商工事業振興補助金交付要綱により、「源泉保護対策補助金」として市長が認めた額500万円を補助額として入湯税を財源に交付されている。 今回の定期監査において補助金交付申請書を確認したところ、添付書類が下呂温泉事業協同組合の収支予算書のみとなっており、補助対象となる源泉保護に要する経費が明確になっていなかったことから、今後は、対象経費を明確にして補助金交付事務を適正に処理されたい。
措 置 状 況
（措置済、改善中、未措置） 令和4年度以降の実績報告書の提出時に補助対象経費を明確にした決算書及び証拠書類の提出を求めることとし、令和5年度からは申請時においても補助対象経費を明確にした予算書を添付するよう改めます。

3 下呂市創業者支援事業補助金について	
	担当課：商工課
指 摘 事 項	
市内における創業者の増加を図り、市の経済の活性化に寄与するために、下呂市創業者支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により補助対象者に補助金を交付している。 交付要綱第10条第1項では交付決定の取消しに関して4項目が記述されている。そのうち第4号では「創業後3年を満たさずに補助金を受けた事業を閉鎖、休止、又は市外へ店舗、工場又は事業所を移転したとき。」は取り消すことができるとなっている。 事業を継続していることを確認する方法について、担当課に伺ったところ、国の特定創業支援事業による支援を受けた事業所が補助対象となることから、これに関わる市内商工会と金融機関の担当者が出席する連絡会議において聞き取りをしているとのことであった。 他の自治体では、毎年度、決算書の提出を求めて確認しているところもあることから、本市においても事業の継続が確認できる書類の提出を求めるなどし、補助金交付事務を適正に処理されたい。	
措 置 状 況	
（措置済、改善中、未措置） 事業継続が明確に確認できる根拠資料を求めるため、下呂市創業者支援事業補助金交付要綱等の見直しをします。	

4 行政財産の目的外使用許可に係る収入科目について	
	担当課：小坂診療所管理
指 摘 事 項	
行政財産の目的外使用許可について、下呂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例に基づき使用料を徴収することとなっている。 小坂診療所における行政財産の目的外使用許可に対する収入科目について確認したところ、（款）財産収入（項）財産運用収入（目）財産貸付収入（土地建物貸付収入）に収入されていた。 行政財産の目的外使用許可に係る使用料については、（款）使用料及び手数料（項）使用料で収入されたい。	
措 置 状 況	
（措置済、改善中、未措置） 令和4年度予算については3月補正予算で対応できなかったため予算は移せていませんが、予算科目を作成し収入金の科目更正を行いました。令和5年度予算も同様に予算計上しているため、補正予算で予算を組み替え収入する予定です。	

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の随意契約について	
担当課：財務課	
指 摘 事 項	
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（特定の施設等から物品の買入れ又は役務の提供を受ける場合）及び第4号（新規事業分野の開拓事業者から商品の買入等の契約をするとき）の規定による随意契約においては、契約の方法の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するための手続きについて、普通地方公共団体の規則で規定して契約事務を行うことが必要となっている。 本市の契約状況を確認すると、第3号該当理由の随意契約について、下呂市契約規則には必要な手続きが規定されていない。 他自治体の事例を参考にして早急に下呂市契約規則に規定を定め、適正な契約事務（金額が15万円未満の業務を含む）をされたい。	
措 置 状 況	
〔措置済〕、改善中、未措置） 令和5年3月1日付けで「下呂市契約規則の一部を改正する規則について」を起案・決裁済です。地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続き（①あらかじめ契約の発注見通しを公表する。②契約前に契約内容、相手方の決定方法及び選定基準、その他必要事項を公表すること。③契約後に、相手方の名称、理由等の契約締結状況を公表すること。）を追加し、法令審査委員会での審査等所要の内部手続きを行い、令和5年4月1日に改正規則を施行しました。	

6 勘定科目の区分について	
担当課：観光施設	
指 摘 事 項	
下呂市下呂温泉合掌村事業会計で設定している勘定科目の区分について、地方公営企業法施行規則第3条から第7条等の各法令・通達に基づき下呂市下呂温泉合掌村会計規則（以下「会計規則」という。）で定められている。 現在、当該事業会計では、会計規則で定められていない「使用料」を公営企業会計システム上で勘定科目に設定しているため、例規の改正をされたい。	
措 置 状 況	
〔措置済〕、改善中、未措置） 下呂市下呂温泉合掌村会計規則を一部改正し、勘定科目に使用料を追加しました。	

1 市内各地域の観光施設の予算計上及び執行について	
	担当課：観光課
監 査 意 見	
下呂市内各地域の観光施設の管理運営に係る予算については、経常経費である下呂観光施設管理費、金山観光施設管理費、馬瀬観光施設管理費及び小坂観光施設管理費と、臨時経費である観光施設管理費臨時で計上されている。 予算の執行状況を確認すると、下呂地域観光施設の修繕及び改修事業に係る経費が下呂観光施設管理費及び観光施設管理費臨時のそれぞれから支出されているが、支出内容に違いがみられなかった。また、金山・馬瀬・小坂地域の修繕及び改修事業に係る経費について、各観光施設管理費で経費の予算計上をしておらず観光施設管理費臨時から支出されていた。さらに、観光交流センターに係る経費について、観光交流センター管理運営費が予算化されているが、下呂観光施設管理費及び観光施設管理費臨時のそれぞれから支出されていた。 以上により、予算計上においては、市内観光施設管理予算の統一と下呂地域の観光施設管理に関する経常経費及び臨時経費の仕分けを適正にされたい。予算の執行においては、支出する目的に従って適正な予算科目で事務を処理されたい。	
措 置 状 況	
(措置済、改善中、未措置) 予算執行時においては、予算科目の適正な執行に留意するとともに、予算編成時に臨時、経常経費の区分の在り方について見直します。	

2 下呂市ホームページの活用について	
	担当課：秘書広報課
監 査 意 見	
現在の下呂市ホームページは、令和3年度にリニューアルし、新たな運用が開始されている。ページの作成及び更新などの情報発信は各担当課で行っているが、情報の発信量や更新頻度に差が見受けられる。 例えば、下呂市の各種補助制度について補助金の名称を知らない場合、各担当課のページまでたどり着かないと情報を得られないことから、検索を容易にするために課をまたいで閲覧できるページの作成を検討されたい。他にも空家情報について、「下呂に住んでみんな」という外部サイトから情報は得られるものの、分類の「くらし・手続き」やライフステージの「引っ越し・住まい」などからは情報が得られない状況となっているため、多角的な視点からの情報発信を検討されたい。 ホームページが新しくなっても情報発信への取り組み姿勢が従前と変わらないと意味がなく、各課の情報発信担当者は課内の事務事業について常にアンテナを高く張って情報収集を行い、「自分ならこんな情報があったらいいな」「こうしたら情報が得やすいかな」など閲覧者の立場になり、求める情報が見つかりやすく、常に情報が更新されているホームページを作成することに努めていただきたい。 また、ホームページの総括担当者である秘書広報課においては、各課の情報発信担当者を対象にホームページの運用及び活用方法について研修及び文書でのお知らせを行い、適	

切な管理に向け努めているところであるが、各ページの更新状況や関連項目への掲載状況が適切であるかについても確認し、各課を指導されたい。今後、お知らせしたい情報を効果的に伝えるため、紙媒体を中心とした情報発信からホームページやメールに徐々に移行するよう検討中とのことなので、アクセス数の多い自治体を参考に情報発信方法について研究をされ、より良いホームページの運営を目指されたい。

措 置 状 況

(措置済、**改善中**、未措置)

急進するデジタル社会において、下呂市ホームページは下呂市からの情報発信媒体として最も重要な手段と認識しており、今回のご意見を真摯に受け止め改善に努めます。

なお、下呂市ホームページのシステム・デザインは、他自治体も採用しており問題ないと考えます。問題点は、ホームページを作り込む下呂市側の運営にあると考え、今後は秘書広報課だけでなく、各部課でもホームページの更新等に対応できるよう（各部課から選任されている広報主任への研修などを行い、ホームページ更新に係るスキルアップに取り組む等）、職員の意識向上に努めるとともに、ホームページ運営会社と連絡を密にし、ホームページの使い勝手（検索のしやすさ等）の向上に向け、改善方法を探ってまいります。